

ドナー登録希望者が健康被害を発生した場合の補償について

ドナー登録には2mLの採血が必要となりますが、献血(採血前検査も含む)と同時に登録された場合は、無過失であっても国が定める献血者健康被害救済制度が適用されます。

献血をせず、登録のみの採血(無過失)で健康被害が発生した場合の補償は以下の通りとなります。

1. 医療費

登録のための採血により健康被害(穿刺部痛、気分不良、皮下出血等)を生じたドナー登録希望者が医療機関を受診した場合、その医療に要した費用を補填するものです。

ただし、当該対象者が各種公的医療保険等による給付を受けられる場合は、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額を限度とすることを原則とします(例えば、健康保険で診療を受けた場合、医療費の3割を自己負担分として医療機関へ支払いますが、この3割の額が支給されます)。

請求の期限は、医療費の支給の対象となる費用の支払いが行われたときから1年以内です。

2. 治療に要した実費

ドナー登録希望者が上記により医療機関を受診した場合の交通費を補填するものです。交通費は「原則、公共交通機関を利用」した場合のみ対象となります。

請求の期限は、請求に係る医療が行われた日の属する月の翌月の初日から1年以内です。

医療費等の請求について(関係者が同行せずご本人が立替えて支払った場合)

医療費等の給付の請求は、原則、健康被害を受けたご本人が、日本赤十字社所定の請求書と必要とされる添付資料(医療機関の領収書等)を添えて赤十字血液センターに郵送または持参して頂きます。

請求された内容を、日本赤十字社および公益財団法人 日本骨髄バンクにて確認後、補償額を決定しご指定の口座に振り込みます。

詳しくは日本骨髄バンク 03-5280-1789 にお問い合わせください。